根室市教育委員会規則第８号

根室市児童教室設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和５年　４月２４日

根室市教育委員会
教育長　波　岸　克　泰

令和５年　４月２４日
根室市教育委員会規則第８号

根室市児童教室設置規則の一部を改正する規則

根室市児童教室設置規則（令和４年根室市教育委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第２条中「根室市花咲港２０６番地」を「根室市花咲港２０９番地１」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の根室市児童教室設置規則の規定は、令和５年４月１日から適用する。